

総行行第86号
国土入企第1号
平成27年4月28日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

予定価格の適正な設定について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第1条では、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要があります。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。

これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定により変更）において、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこととされており、これらを踏まえ、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除

するいわゆる歩切りについては厳に行わないこと、予定価格の設定について必要に応じた見直しを行うことを要請したところです。

このため、各地方公共団体における公共工事の予定価格設定時の「歩切り」に関し、入札契約適正化法第19条第3項に基づく措置状況の公表に資するための調査を実施し、その結果を別紙のとおり取りまとめ、平成27年4月28日に公表しましたので、お送りします。

調査結果によれば、概ね全ての団体において「歩切り」の違法性及び定義等については理解しているところであり、約6割の団体が設計書金額と予定価格が同額となっていますが、約4割の団体では、設計書金額から減額して予定価格を決定している場合があります。

減額理由としては、全体の約4分の1の団体で、慣例、自治体財政の健全化等のためと回答しており、このうち約3分の2の団体が「歩切り」の見直しを行う予定としています。

見直しを行う予定とした団体にあつては、着実に見直しを行うとともに、見直しを行うかどうか現時点では未定である、あるいは見直しを行う予定はないとした団体にあつては、入札契約適正化法等の趣旨を踏まえ、早期に見直しに向けた検討を行うよう、改めて、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請します。

今後、「見直しを行う予定はない」又は「未定」と回答した団体を中心に、その後の見直しの進捗状況について、本年夏頃を目途にフォローアップ調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、個別に理由等を聴取するなどにより改善を促進していくこととしています。さらに、これらの取組を踏まえてもなお、「歩切り」の撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて個別の発注者名を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

また、既に一部の県においては、地域発注者協議会等の発注者間の連携の場において、県内市町村間の申合せにより「歩切り」の撤廃が行われたところです。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）における「歩切り」の見直しに向けた取組について助言を行うなどの支援に努めていただくとともに、市区町村の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いいたします。